資料１

データ利活用制度・システム検討会
これまでの論点について

令和７年２月13日
内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

デジタル行財政改革会議

データ利活用制度・システム検討会における主な議論（第１～3回）（１）

※事務局において要約

（データ利活用の意義）

- 幸福追求権の実現に向け、個人に最適化された高度な医療や質の高い福祉・教育サービスの提供するためにはデータの利活用が必要不可欠。
- EUにおけるデータ法の立法目的は、データの非競合性（多くの人が同時にアクセスでき、品質に影響を与えることなく、供給が枯渇することなく繰り返し利用できる特性）を前提に、現在、法的、経済的、技術的な障壁によって十分なデータ活用が進んでいないという課題を解決し、より多くの主体が適切なルールのもとでデータを活用できる環境を整えることであり、2028年までに2,700億ユーロの追加GDPを生み出す目標が掲げられている。

（データの利活用と保護の両立の重要性）

- データの機微性を踏まえた法制度と技術の統合的システムが不可欠。個人情報保護やデータ保護の監督機構とデータ利活用は両立させる必要がある。
- 消費者や中小企業等の利用者保護の側面も考えることが大事。
- データ利用者は、消費者が安心し、信頼ができるよう、消費者に分かりやすい形で説明責任を果たし、透明性を確保することがデータを利活用する鍵。説明責任を果たすことは必要な投資ではないか。

（個人情報保護の在り方）

- 個人本人に対して、個々に同意を求めるという現行個人情報保護法は、データの利活用の広がりに対する個人の認知的限界を考慮すると実効性に欠けるのではないか。また、同意概念の形骸化や、世界的な潮流との不整合の問題があるのではないか。
- 本来的には、個人情報を保護する目的ではなく、個人を保護するため、核心的利益を保護するために法が制定されている点を考慮する必要があるのではないか。
- 医療・教育など分野ごとに、その特性やニーズを踏まえ、データの共有に関するリスク評価や利用場面の有用性を踏まえた制度設計・運用を見直す必要があるのではないか。
- 個人情報保護法上の匿名加工情報、仮名加工情報制度について、実務的ニーズに即した制度の改善、枠組みの変更を検討してもよいのではないか。
- 個人情報保護法としてデータポータビリティ権を定めることについては慎重に判断すべきではないか。

データ利活用制度・システム検討会における主な議論（第１～3回）（２）　※事務局において要約

（データ共有と競争の両立）

- デジタルイノベーションのほとんどは、業種ごとではなく、新たなサービスを起点に業種横串で生まれる。
- 協調領域におけるデータ共有を積極的に進めれば、競争領域にある新たなサービスを積極的に広げることができるが、その投資対効果に確証が持てない事業者は、そもそもデータ共有に消極的。データ共有と競争をどう両立するか。
- データの囲い込みに繋がりやすい分野は、公正な競争環境の整備として捉えていくこともあるのではないか。
- 個人情報保護やセキュリティは重要であるが、これらが巨大IT企業等によって主張される場合、多層的な意味を持ち得ることに留意すべきではないか。

（将来の産業構造を見据えたデータ利活用の制度設計とインセンティブ）

- ＥＵのデータ活用法制は公平なアクセスを促すため、一定要件の下でデータ提供を義務付ける。これをどう評価するか。
- EUデータ法は、対象となるデータに非個人データも含むこととなるが、関連する法制・個人情報保護法制との調整と、個別セクターにおけるニーズも勘案し、課題の見極めが必要ではないか。
- 医療・金融・教育・防災などの準公共分野では、放置すればデータの共有が進まない。ハードロー（法的義務付け）やソフトロー（業界コードやガイドライン）を活用し、規律を検討すべきではないか。
- EUにおけるGDPRと他のデータ法制との関係を例にすると、個別分野におけるデータ利活用を進めるためには、一般法の個人情報保護法等と医療分野等の個別分野における特別法の双方をセットで考える必要があるのではないか。
- データの提供をすべての事業者に義務付ける手法では必ずしもなく、大きい事業者や重要なポイントに絞って始めていく手法もあり得るのではないか。
- 過大なコンプライアンスを課す制度設計とすると、実態的に対応できるのは大企業に限られるため、健全な競争を阻害するのではないか。コンプライアンスコストを下げる技術の導入についても議論すべきではないか。
- 産業分野でのデータ提供者には、ノウハウ流出への配慮や提供のためのインセンティブの設定が不可欠ではないか。
- 規制分野の対応は、個社では対応しきれないため、データを出すインセンティブになりうる。
- 協調領域のデータスペースやプラットフォームは産業界から見ても必要だと思うが、システムの維持管理コストは馬鹿にならない。ビジネスモデルを含めてよく考える必要がある。
- 例えば、EUのデータ法に関して、データを提供することと営業秘密との関係をどう考えるか。データを提供する場合にあっては、経済的に合理的な補償を求めることができたり、紛争解決手続を使えるようになっているが、プラクティカルに機能するのか。
- 「不完全に理論化された合意」のように、大きな合意ができるところから進め、プラクティカルに進めていく中で構造を明確化し、制度設計をし直す形で進めなければならないのではないか。

データ利活用制度・システム検討会における主な議論（第１～3回）（３）

※事務局において要約

（データ利活用を支えるアーキテクチャ、デジタル公共財の整備）

- データ連携基盤の整備には、官民を跨いだ仕組みの整備や、デジタル公共財としての役割の明確化などが必要。また、協調領域として共通仕様化しデジタル公共財として整備する範囲や、競争領域とする部分の明確化が必要ではないか。
- AIやデータセンターといった、他のレイヤの整備と合わせた議論・検討が重要ではないか。
- 分野ごとに、どのように必要なデータを作り、流通させ、守っていくのか、データ全体のエコシステムを含めて考えることが必要ではないか。
- データが大事と世の中で言われるが、言っている者はデータが欲しいのではなく、データ分析の結果の答えが欲しいと言っている場合が多い。分析をして答えを出すコストも大きく、利活用を進めるためにも、この部分は独立した方策を考えていく必要があるのではないか。
- データの利活用を考えると、行政機関等のオープンデータ政策・法制についても視野に入れる必要があるのではないか。

（トラスト基盤）

- 国際的に事業を展開する事業者から見れば、国境を越えて安全・安心にデータを共有することが不可欠。そのためには、各国制度の透明性の確保や、トラスト基盤の整備及びその相互運用性の確保が不可欠の課題となるのではないか。
- トラスト基盤として、既存のID、電子署名、タイムスタンプ、e-deliveryについてどう考えていくのか。

（データ利活用を進める体制）

- 社会全体でどれだけデータが活用されているのか、全体な把握なしで議論をすると、なんとなく日本はデータ利活用が遅れているという話になりがちである。
- 国全体のデータ戦略を常に担う司令塔機能と、その実施を担う体制が必要ではないか。
- 社会起点のデータ利活用を考えた際、アカデミアやシンクタンク、市民がどう関わっていくかも重要な観点。

データ利活用制度・システム検討会における主な議論（第１～3回）（４）

※事務局において要約

（医療分野のデータ利活用）

- 医療データの利活用を推進するため、情報基盤の整備、データ形式の標準化、データ結合に必要なID制度、機微データを利活用するためのデータ保護制度の整備が必要。
- 我が国の医療データエコシステムにおけるコストドライバー・ベネフィット分析が必要ではないか。
- 政府全体のデータ利活用戦略の中、医療情報の利活用を考える必要があるのではないか。
- 世界をリードする医療情報連携基盤を我が国に構築するためには、今検討を始める必要があるのではないか。

（その他の論点）

- 現在は、横串で起こったデジタルイノベーションに対応するため、１つのビジネスモデルを現実化するための多くの規制を１つずつ崩している。やっと対応ができた、と思ったら、ビジネスモデルが変わっており、逃げ水を追うようなことを続けている。今後、AIや技術の進化によりその差は加速度的に広がっていくと考えられることに、どう対応していくのか。
- 地方自治は、もともとは住民のニーズに即したサービスを提供するために分割してきたが、例えばデータに関しては、ユニットが小さすぎて利活用が進まず、結果的に自立権の尊重によって求めていた機能が損なわれるケースがあるが、どのように考えるのか。